

平成19年12月14日

農林水産大臣 若林正俊様  
環境大臣 鴨下一郎様

日本クマネットワーク  
代表 坪田敏男

## 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案」の適正な運用についての要望書

現国会会期中に議員立法として審議される予定の標記新法案について、日本クマネットワークとして要望書を提出致します。格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

日本クマネットワークは、別添のような活動をしている任意団体であります。この度の新特措法が可決成立した後に適正に運用されないと、私どもが総力をあげて取組んでおります、日本産2種のクマ類の保護管理の将来に対して憂慮される事態が発生する恐れのあることを懸念しております。ここに法律の適正な運用について私どもの考え方と要望を提示させていただきますので、必要な措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

### 考え方

日本の中山間地では、過疎化や高齢化が進み、いわゆる「限界集落」現象が発生し、著しい疲弊が起こっています。そこにさらに追い打ちをかけているのが、野生動物による農林水産業被害であることは既に周知のこととなっております。これまでは、各地方自治体の自主性に任せて、鳥獣被害対策が行われてきましたが、それも限界にまで達しているだろうと思います。この度の鳥獣による被害防止に関する新特措法は、この問題の解決に向けた一つの方向性を示した画期的なものと評価しております。

しかしながら、野生動物の保護管理では、生息地管理、個体群管理そして被害管理の3つの管理（マネジメント）がお互い関連をもって進められるべきで、被害管理だけが特段に強調して行われるべきではないと考えます。とくに、繁殖率が低く、捕獲圧に対して脆弱なクマでは、被害対策としてのやみくもな捕獲（駆除）は個体群の衰退に直結するものと懸念します。

1999年に「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」が改正され、いわゆる「特定鳥獣保護管理計画制度」がスタートし、各都道府県が主体となって前述の3つの観点からの総合的な保護管理が行われております。中でも、クマ類のように複数の自治体にまたがる広域な行動圏を構える種については、市町村レベルでの科学性を伴った管理の実現は極めて困難なものと考えます。従って、クマ類への新法適用に際しては特段の配慮を望みます。

法案では、保護管理を担う人材の育成についても謳われています。この点について以下の2点を具体的に押し進めさせていただきたく要望します：1）文部科学省との調整で、大学の教育課程に「野生動物保護管理専門家養成コース」を設置する、2）各都道府県または市町村（場合によって広域単位で）に対して、総合的な被害対策を担う人員（野生動物保護管理専門家）を配置するよう指導する。

以上の考え方をもち、総合的に被害対策が行われるよう適切な措置を講じていただくようお願い申し上げます。

### **要望**

クマ類（ヒグマおよびツキノワグマ）については、市町村ではなく都道府県が適正に管理をするべきである。

理由：クマ類は複数の自治体にまたがる広域な行動圏を構えており、その科学的管理とモニタリングには大きな労力と予算が求められ、市町村レベルでの管理には限界があるため。

関連する法案条項：第四条第7項

### **参考資料**

日本クマネットワーク（2007）JBN 緊急クマシンポジウム&ワークショップ報告書—2006年ツキノワグマ大量出没の総括と JBN からの提言. 109Pp.